

[研究論文]

教育課程編成の学校裁量権拡大の意義と課題

— 義務教育学校、小中一貫型小・中学校の制度化の意味 —

西川 信 廣

要 旨

平成 27 年 6 月文科省は、小中一貫教育の一層の進展と内容の充実のために小中一貫教育新制度とも言える義務教育学校、小中一貫型小・中学校を制度化した。本稿では、義務教育学校への訪問調査をもとに、同制度を教育課程編成の学校裁量権の拡大の観点から考察し、その意義と課題を明らかにした。最も重要な課題は、地域と児童生徒の実態に応じた教育課程編成のための教育委員会の支援であることを明らかにした。

はじめに

小中一貫教育は、「子供たちは小学校 1 年生から中学校 3 年生までの義務教育 9 年間で日々の学習を積み上げていますが（中略）小学校と中学校が義務教育の一環を形成する学校として学習指導や生徒指導において互いに協力し、責任を共有して目的を達成するという観点から、双方の教職員が義務教育 9 年間の全体像を把握し、系統性・連続性に配慮した教育活動に取り組む機運が高まり」⁽¹⁾と文科省が総括する通り、今日では全国の 1,743 の市区町村教育委員会の 7 割以上でその取組が実践されてきている⁽²⁾。平成 18 年に改正された教育基本法では「義務教育」（第 5 条）において、年限に関する文言が削除され、翌年に改正された学校教育法においても小・中共通の目標として義務教育の目標既定（第 21 条）が新設された。しかし、小中一貫教育はその実態には多様性があり、依然として「連携」レベルに留まっていると思われる事例も少なくない。

平成 27 年 6 月に学校教育法が改正され、義務教育学校、小中一貫型小・中学校が制度化されるなど、国レベルでの小中一貫教育に関する施策はセカンドステージともいえる段階に入っている。本論は、義務教育学校、小中一貫型小・中学校の制度化を、教育課程編成の学校裁量権拡大の観点から検討し、その意義と課題を明らかにすることを狙いとするものである。

第1章 小中一貫教育の現状と成果

第1節 教育再生実行会議第5次提言の概要

平成26年7月3日、教育再生実行会議は第5次提言「今後の学制等の在り方について」を発表した。同提言はそれ以後の小中一貫教育の進展に大きな影響を与えたものであり以下に引用する。提言は、

1. 子供の発達に応じた教育の充実、様々な挑戦を可能にする制度の柔軟化など、新しい時代にふさわしい学制を構築する。
2. 教員免許制度を改革するとともに、社会から尊敬され学び続ける質の高い教師を確保するため、養成や採用、研修等の在り方を見直す。
3. 一人一人の豊かな人生と将来にわたって成長し続ける社会を実現するため、教育を「未来への投資」として重視し、世代を超えて全ての人たちで子供・若者を支える。

という3つの柱から構成されているが、1.の(2)の中では、「小中一貫教育を制度化するなど学校段階間の連携、一貫教育を推進する。」という節が立てられ、

- 学校段階間の移行を円滑にする観点から、幼稚園等と小学校、小学校と中学校などの学校間の連携が一層推進されるよう、国は、教育内容等を見直すとともに、地方公共団体及び学校は、教員交流や相互乗り入れ授業等を推進する。特に、今後、拡充が予定されている英語のほか、理科等の指導の充実のため、小学校における専科指導の推進を図る。また、コミュニティ・スクールの導入の促進により、保護者や地域住民の参画と支援の下、より効果的な学校間連携を推進する。
- 国は、小学校段階から中学校段階までの教育を一貫して行うことができる小中一貫教育学校（仮称）を制度化し、9年間の中で教育課程の区分を4-3-2や5-4のように弾力的に設定するなど柔軟かつ効果的な教育を行うことができるようにする。小中一貫教育学校（仮称）の設置を促進するため、国、地方公共団体は、教職員配置、施設整備についての条件整備や、私立学校に対する支援を行う。
- 学校が地域社会の核として存在感を発揮しつつ、教育効果を高めていく観点から、国は、学校規模の適正化に向けて指針を示すとともに、地域の実情を適切に踏まえた学校統廃合に対し、教職員配置や施設整備などの財政的な支援において十分な配慮を行う。国及び地方公共団体は、学校統廃合によって生じた財源の活用等によって教育環境の充実に努める。
- 国は、上記で述べた学校間の連携や一貫教育の成果と課題について、きめ細かく把握・

検証するなど、地方公共団体や私立学校における先導的な取組の進捗を踏まえつつ、5-4-3、5-3-4、4-4-4などの新たな学校段階の区切りの在り方について、引き続き検討を行う。

と述べられている。特に、小中一貫教育学校（仮称）の設置の促進や、9年間の中で教育課程の区分を弾力的に設定できるように国、地方公共団体は条件整備を行うべき、という記述は、全国的に展開されている小中一貫教育の状況を高く評価したものであり、その進展を期待するものとなっている。続いて、先導的な取組の進捗を踏まえつつ5-4-3、5-3-4、4-4-4などの新たな学校段階の区切りについては引き続き検討を行うと述べ、第5次提言は、義務教育は当面9年間の年限で実施されるが、その教育課程の区切りを基礎自治体、各学校現場で、地域と子どもの実態に合わせて創意工夫をすることを求める内容であったといえることができる。

2. の中では、学制改革に伴い、学校間の連携や一貫教育を推進し、柔軟かつ効果的な教育を行う観点から、教師が学校種を越えて教科等の専門性に応じた指導ができるよう教員免許制度を改革するとともに、専科指導等のための教職員の配置や専門性を持つ人材の活用を図ることが必要、と校種を越えて指導できる新たな教員免許状（例えば義務教育教員免許状の創設）を求めているが、これについては中教審教員養成部会で検討が進められている。確かに小中一貫教育を進める上でのハードルの一つは、教師の「免許の壁」であり、平成26年12月22日に出された中教審答申では、「義務教育学校教員免許」の創設は先送りとなったが、筆者も委員である文科省の「小中一貫教育に関する調査研究協力者会議」でも、義務教育とは年限を意味する語であり、それを免許状の種別とすることは適切ではないという趣旨の発言もあり、義務教育教員免許状の新設には時間がかかる見通しである。

第2節 平成26年文科省全国調査にみる成果と課題

文科省は平成26年夏に上記の教育再生実行会議の第5次提言が出されること踏まえ、小中一貫教育の実態に関する全国調査を企画した。それまで、文科省は小中一貫教育の実態調査を行ったことはなく、その実態把握はほとんど出来ていなかったのである⁽³⁾。

平成26年5月に全国1,743の全市区町村教育委員会対象に実施された小中一貫教育に関する実態調査は、同年12月22日に出された中教審答申「子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について」の基礎資料として活用されるなど、以後の小中一貫教育に関する国の施策のベースとなったものである。調査結果は「小中一貫教育等についての実態調査の結果」（文科省初等中等教育局、平成27年2月 <http://www.mext.go.jp>）に詳細に報告されているので、本論では特にその「成果と課題」に焦点化して報告することにしたい。

調査の実施に際して会議では、小中一貫教育と小中連携教育の定義が議論となり最終的には、

- 小中連携教育：小・中学校が互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育
- 小中一貫教育：小中連携教育のうち、小・中学校が目指す子供像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育

と定義されることとなった。この定義のポイントは、小中連携教育は当然のこととし、それに加えて9年間を通じた教育課程を編成していることを、連携と一貫との分岐点としたことである。小中一貫教育の先進地域である品川区には「市民科」が設置され、全市で小中一貫教育に取り組んでいる茨城県つくば市では「つくばスタイル科」が設置され、9年間を通じた教育課程を編成している。そのような事例をモデルとしこの定義は決定されたのである。しかし、後に述べるように、施設一体型小中一貫教育校でさえ、9年間を通じた教育課程を特には編成していないと回答したものもあり、この定義が実態を反映した最善のものであるとはいえない。正確には、9年間を通じた教育課程の有無から連携と一貫を区分しようとした定義であるということである。筆者は以前から小中一貫教育を、

小中一貫教育とは、小学校教育と中学校教育の独自性と連続性を踏まえた一貫性のある教育をいい、それは第一義的には小中学校9年間の教育課程の構造的な理解を通じた教師の指導力の向上を目指す取り組みである。

と定義してきたが⁽⁴⁾、それは教師が、小・中学校の教育課程を構造的に理解する事によって、わかる授業を実践し、子どもが授業に向き合い、学力が向上するという図式であることを強調するためであった。

全国1,743の市区町村教育委員会に対して「小中一貫教育、小中連携教育の実施状況」を尋ねた問いに対しては、①小中一貫教育を実施している（12%）②小中連携教育のみ実施している（66%）③実施なし（22%）という結果であった。

表-1は、小中一貫教育を実施していると回答した市区町村（実数211）の人口規模を示すものである。表からは、人口5万以上20万未満の自治体が全体の36%を占めている事がわかるが、同時に、人口2万人未満の小規模自治体における取り組みが全体の31%を占めていることが注目される。

今日では、学校統廃合問題は必ずしも小規模自治体固有の課題ではないが、やはり小規模自治体では喫緊の課題とも言える状況にあり、学校統廃合問題と小中一貫教育の導入・推進とは一定の相関があることが推察できる。

調査では、小中一貫教育に取り組んでいると回答した1,130の中学校区にその成果について回答を得ている。取組の成果としては、「中学への進学に不安を覚える児童が減少した」に全

表-1 小中一貫教育実施市区町村の人口規模

100 万人以上	3%
80 万人～100 万人未満	1%
50 万人以上～80 万人未満	3%
30 万人以上～50 万人未満	6%
20 万人以上～30 万人未満	9%
10 万人以上～20 万人未満	17%
5 万人以上～10 万人未満	19%
2 万人以上～5 万人未満	12%
1 万人以上～2 万人未満	7%
5 千人以上～1 万人未満	11%
5 千人未満	13%

*四捨五入のためトータルでは101%となるが、文科省の数字をそのまま引用した。

体の90%が肯定回答を寄せ、次いで「いわゆる中1ギャップが緩和された」も89%が肯定している。この2項目は児童の変化であるが、「小・中学校の教職員間で互いの良さを取り入れる意識が高まった」89%、「小・中学校の教職員間で協力して指導にあたる意識が高まった」85%、「小中学校共通で実践する取組が増えた」79%と、教職員の変化にも高い肯定回答が寄せられている。他にも「小学校教員の間で基礎学力保障の必要性に対する意識が高まった」82%、「小・中学校の指導内容の系統性について教職員の理解が深まった」78%、「上級生が下級生の手本となろうとする意識が高まった」75%などが高い肯定率を示している。「全国学力・学習状況調査の結果が向上した」「都道府県又は市町村独自の学力調査の結果が向上した」という客観的数字で示される項目でも、それぞれ42%、45%の肯定回答が寄せられている。

施設形態と小中一貫教育の総合評価との相関では、「大きな成果あり」「成果あり」と答えたのは施設一体型では98%、施設隣接型では90%、分離型では86%であった。「全国学力・学習状況調査の結果が向上した」に対しては、施設一体型の63%、隣接型の40%、分離型の38%が「大きな成果あり」「成果あり」と答え、「いじめの問題等が減少した」に対しても、施設一体型の78%、隣接型の59%、分離型の54%が「大きな成果があった」「成果があった」と回答している。調査結果が示すように、施設一体型での小中一貫教育の取り組みの成果が他の形態よりもより強く実感されていることがわかる。そしてこの調査結果が、平成27年に学校教育法を改正して義務教育学校を制度化する重要な要因となるのである。

次に小中一貫教育の課題に対しては、「教職員の負担感・多忙感の解消」95%があげられ、次いで「小中の教職員間での打ち合わせ時間の確保」82%、「小中合同の研修時間の確保」

75%と続く。この結果からは、小中一貫教育の課題は、実は教職員の課題であるということがわかる。「教職員間の負担の不均衡」にも66%の肯定回答が寄せられており、小中一貫教育を実施するにあたっての最大の課題は、打ち合わせを始めとするミーティングタイムの確保、特定の教員に負担がかかることのないシステムをどう構築するかということにあると言える。

言うまでもなく施設一体型では合同会議や打ち合わせに要する物理的負担は小さくなる。逆に分離型ではその負担感が多忙感につながっていることは容易に想像でき、分離型での人的補償（インセンティブ）をどのように制度化するかが重要な政策課題となる。調査では、取り組み内容と成果項目とのクロス集計を行ったが、その結果はおおむね以下のような傾向を示すものであった。

- ① 経過年数が長い取組の方が多くの成果を認識している。
- ② 教科担任制を導入している取組の方が多くの成果を認識している。
- ③ 乗り入れ授業を実施している取組の方が多くの成果を認識している。
- ④ 一人の校長がマネジメントしている取組の方が多くの成果を認識している。
- ⑤ 現行の6-3制の中で6-3制とは異なる学年段階の区切り（特に4-3-2制）を導入している取組の方が多くの成果を認識している。
- ⑥ 9年間の教育目標を定め各教科別に9年間のカリキュラム編成に至っている取組の方が多くの成果を認識している。
- ⑦ 施設分離型よりは施設隣接型、施設隣接型よりは施設一体型の方が、より多くの成果を認識している。

上記のまとめの内容が、以後の文科省の政策の方向性を決定づけたといっても過言ではないと言えよう。

第2章 義務教育学校、小中一貫教育型小・中学校の制度化

第1節 平成26年12月22日中教審答申と義務教育学校、小中一貫型小・中学校の制度化

義務教育学校は平成27年6月の学校教育法改正によって制度化された⁽⁵⁾。法改正に至った重要な要因として、平成26年12月22日の中教審答申がある。同答申は、26年5月に実施された文科省の小中一貫教育に関する全国調査の結果、および同年7月の教育再生実行会議第5次提言を踏まえて出されたものであるが、その第1章「小中一貫教育の制度化及び総合的な推進方策について」から重要な部分を抜粋して以下に示す。（下線は筆者）

1 節 小中一貫教育が取り組まれている背景

- 全国各地で地域の実情に応じた小中一貫教育の取組が進められているが、それには以下のような背景があると考えられる。
 - ・教育基本法、学校教育法の改正による義務教育の目的・目標既定の新設
 - ・近年の教育内容の量的・質的充実への対応
 - ・児童生徒の発達の早期化等に関わる現象
 - ・中学校進学時の不登校、いじめ等の急増など、中1ギャップへの対応
 - ・少子化等に伴う学校の社会性育成機能の強化の必要性

2 節 小中一貫教育の現状と課題

- 小中一貫教育の取組は全国的に広がり、今後さらなる増加が見込まれる。
- 小中一貫教育の実施校のほとんどが顕著な成果を認識しており、その内容は学力向上、中1ギャップ緩和、教職員の意識・指導力の向上など多岐にわたる。その一方、教職員の負担軽減など解消を図るべき課題も存在する。
- 小中一貫教育の取組の多様性を尊重しつつ優れた取組が展開されるような環境整備が必要となる。

3 節 小中一貫教育の制度化の意義

- 運用上の取組では小中一貫教育を効果的・継続的に実施していく上での一定の限界が存在するため、制度化により教育主体・教育活動・学校マネジメントの一貫性を確保した総合的かつ効果的な実施が可能となる。
- 設置者の判断で教育課程の特例を認め、柔軟な教育課程編成を可能とすることにより、地域の実情に対応した多様な取組の選択肢を提供する。

4 節 小中一貫教育の制度設計の基本的方向性

- 小中一貫教育の制度化の目的は、一体的な組織体制の下、9年間一貫した系統的な教育課程を編成することができる学校種を新たに設けるなどして、設置者が地域の実情を踏まえて小中一貫教育が有効と判断した場合に、円滑かつ効果的に導入できる環境を整えることである。これにより、小中一貫教育の優れた取組の全国展開と既存の小中学校における小・中連携の高度化が促進され、義務教育全体の質的向上が期待される。
- 小中一貫教育が各地域の主體的な判断によって多様な形で発展してきた経過に鑑み、地域の実情に応じた柔軟な取組を可能とする必要があることから、下記の2つの形態を制度化すべきである。
 - ① 1人校長の下、1つの教職員集団が9年間一貫した教育を行う新たな学校種を学校教育

法に位置付ける。(小中一貫教育学校(仮称))

- ② 独立した小・中学校が小中一貫教育学校(仮称)に準じた形で一貫した教育を施すことが出来るようにする。(小中一貫型小学校・中学校(仮称))
- (新たに制度化される学校種では) 現行の小・中学校学習指導要領に基づくことを基本とした上で、独自教科の設定、指導内容の入れ替え・移行など、一定の範囲で教育課程の特例を認めるべきである。

同答申を踏まえた上での「小中一貫教育の制度化の意義」として文科省は、

- ① 現行制度化の運用上の取組では一定の限界がある。
- ② 制度化により、教育主体・教育活動・学校マネジメントの一貫性を確保し、継続性・安定性を担保した総合的かつ効果的な小中一貫教育の取組の実施が可能となる。
- ③ 小中一貫教育の制度的基盤が整備されることにより、国・県による支援の充実が行いやすくなる。
- ④ 人間関係の固定化や転出入への対応など、小中一貫教育に指摘されている課題について、制度化に伴いむしろ課題の速やかな解消に資する手立てが講じられるようになる⁽⁶⁾。

と説明しているが、同答申のポイントは下線部、すなわち中教審は、

- *小中一貫教育は大きな成果を上げていると認識していること
- *制度化(新たな校種の設置)によって取組を一層進展させることが可能となること
- *地域と子どもの実態合わせた教育課程編成の学校裁量権の拡大を認めたこと

にある。本論では、小中一貫教育の制度化の意義と課題として、教育課程編成の学校裁量権の拡大に焦点化して考察を進めるが、同答申では「教育課程の特例」の項を設け、以下のように述べている。

【小中一貫教科等の設定】

- ・小中一貫教育の軸となる独自教科等(小中一貫教科等)の実施
- ・小中一貫教科等による他の各教科の代替
- ・小中一貫教科等の授業時数による他の各教科等の授業時数の代替

【指導内容の入れ替え・移行】(当初、連携型小・中学校の場合は設置者の判断ではできないとされたが、後に可能と変更された)

- ・小学校段階の指導内容の中学校への後送り移行

- ・中学校段階の指導内容の小学校への前倒し移行
- ・小学校段階における学年年間の指導内容の後送り又は前倒し移行
- ・中学校段階における学年間の指導内容の後送り又は前倒し移行

後述するように、平成 28 年 4 月に義務教育学校に移行した 22 校に限っても、指導内容の前倒し、後送りを系統的に行っている学校は少ない。しかし、重要なことは学習指導要領に示された内容項目を網羅し、各教科の系統性・体系性に配慮し、義務教育における機会均等の観点からの適切な配慮がなされておれば、設置者の判断で上記のような教育課程の特例の活用が可能となったということである。

第 2 節 新制度の開設と今後の導入予定

平成 27 年 6 月の学校教育法改正、それに続く政省令改正で新たに制度化された義務教育学校と小中一貫型小・中学校（設置者が同じ場合は併設型小・中学校、設置者が異なる場合は連携型小・中学校と称する。）⁽⁷⁾の類型は表-2 に示すものである。

表-2 新しく制度化された小中一貫教育校の 2 つの類型

	義務教育学校	小中一貫型小・中学校
修業年限	9 年（ただし、転校等の円滑化のため、前期課程 6 年、後期課程 3 年の区分は確保）	小・中学校と同じ
教育課程	<ul style="list-style-type: none"> ・ 9 年間の教育目標の設定、9 年間の系統性を確保した教育課程の編成 ・ 小・中学校学習指導要領を準用した上で、一貫教育の実施に必要な教育課程の特例が可能（新教科の創設、指導事項の入替等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 9 年間の教育目標の設定、9 年間の系統性を確保した教育課程の編成 ・ 小・中学校学習指導要領を適用した上で、一貫教育の実施に必要な教育課程の特例が可能（義務教育学校と同じ）
組 織	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 人校長、1 つの教職員組織 ・ 原則は小・中免許を保有 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校毎に校長、教職員組織 ・ 校種に応じた免許を保有
施 設	・ 施設の一体、分離を問わず設置可能	・ 施設の一体、分離を問わず設置可能

平成 28 年 4 月に学校教育法が施行されることに先立って、文科省は同年 2 月に各都道府県、市区町村教育委員会に対して義務教育学校、小中一貫型小中学校への導入意向調査を行った。結果は以下のようなものである。

- 公立義務教育学校の設置予定件数…136 校
 - 形態…施設一体型 109 校 (80%)、隣接型 6 校 (4%)、分離型 5 校 (4%)
 - 未定・検討中 16 校 (12%)
 - うち、平成 28 年 4 月設置 22 校 (13 都道府県 15 市区町村)
 - 22 校のうち、施設一体型 19 校、隣接型 3 校
 - *その他、国立 3 校、私立 2 校が設置予定 (28 年 4 月開校は 0 校)
- 公立併設型小・中学校の設置予定数…437 件
 - 形態…施設一体型 53 件 (12%)、隣接型 32 件 (7%)、分離型 223 件 (51%)
 - 未定・検討中 129 件 (30%)
 - うち、平成 28 年 4 月設置 115 件 (21 府県 37 市町村)
 - 115 件のうち、施設一体型 13 件 (11%)、隣接型 10 件 (9%)、分離型 89 件 (77%)、未定・検討中 3 件 (3%)
 - *その他、国立 3 件、私立 8 件が設置予定 (28 年 4 月設置は 3 件)
- 公立連携型小中学校設置予定 2 件 (28 年 4 月設置は 0 件)

平成 11 年に制度化された中等教育学校は 15 年が経過した平成 26 年度末時点で、全国で公立校 30 校、国立校 4 校、私立 17 校が設置されているのみである。それに比べると義務教育学校は、設置予定数が 136 校 (初年度設置は 22 校)、連携型に至っては 437 件 (初年度設置は 115 件) が設置予定と回答しており、その量的な拡大は今後も続く予想される。

表-3 は、平成 28 年 4 月に設置された義務教育学校 22 校の施設形態、学年の区切り、教育課程の特例についてまとめたものである。

表-3 平成 28 年 4 月に設置された義務教育学校の状況

都道府県	学校名	取組開始 年 度	施設形態	学年区切り	教育課程の特例
北 海 道	斜里町立ウトロ学園	平成 28 年	一体型	6-3	予定なし
北 海 道	中標津町立計根別学園	平成 27 年	一体型	6-3	検討中
岩 手 県	大槌町立大槌学園	平成 27 年	一体型	4-3-2	一貫教科
山 形 県	新庄市立萩野学園	平成 27 年	一体型	4-3-2	予定なし
茨 城 県	つくば市立春日学園	平成 24 年	一体型	4-3-2	一貫教科
茨 城 県	水戸市立国田学園	平成 23 年	一体型	4-4-1	一貫教科
千 葉 県	市川市立塩浜学園	平成 27 年	隣接型	4-3-2	一貫教科
東 京 都	品川区立品川学園	平成 18 年	一体型	4-3-2	★

東京都	品川区立日野学園	平成 18 年	一体型	4-3-2	★
東京都	品川区立伊藤学園	平成 18 年	一体型	4-3-2	★
東京都	品川区立荏原平塚学園	平成 18 年	一体型	4-3-2	★
東京都	品川区立八潮学園	平成 18 年	一体型	4-3-2	★
東京都	品川区立豊葉の杜学園	平成 18 年	一体型	4-3-2	★
神奈川県	横浜市立霧が丘学園	平成 21 年	隣接型	4-3-2	検討中
石川県	珠洲市立宝立小中学校	平成 24 年	一体型	4-3-2	一貫教科・中小前倒し
石川県	珠洲市立大谷小中学校	平成 28 年	一体型	4-3-2	一貫教科・中小前倒し
長野県	信濃町立信濃小中学校	平成 24 年	一体型	4-5	検討中
大阪府	守口市立さつき学園	平成 26 年	一体型	6-3	検討中
兵庫県	神戸市立港島学園	平成 26 年	隣接型	6-3	検討中
高知県	高知市立行川学園	平成 23 年	一体型	4-3-2	検討中
高知県	高知市立土佐山学舎	平成 27 年	一体型	4-3-2	一貫教科
佐賀県	大町町立ひじり学園	平成 23 年	一体型	4-3-2	検討中

★品川区立の 6 校は調査に対し全て「一貫教科（市民科）、中小前倒し、小内入れ替え・中内入れ替え」を実施、と回答しているが、その 6 校の中でも取組に多様性があることは筆者の調査で明らかになった。珠洲市については注 22 で説明している。

第 3 章 義務教育学校の取組の現状

第 1 節 品川区立日野学園の取組

既に述べたように義務教育学校は新教科の開設や教育課程の前倒し、後送り等の教育課程編成の学校裁量権の拡大が認められた所にその特徴がある。では平成 28 年 4 月に開設された 22 校の義務教育学校の実際の取組はどのようなものであろうか。筆者は、品川区立日野学園、神戸市立港島学園、守口市立さつき学園の 3 校に対してそれぞれ訪問調査を行った。以下にその概要を報告する。

品川区は 28 年 4 月時点で 9 中学、31 小学校、6 義務教育学校を有し、平成 18 年度から全校で小中一貫教育に取り組んでいる。品川区立日野学園は平成 18 年に同区で最初の施設一体型小中一貫教育校として開設された。品川区は、平成 12 年に学校選択制を導入、平成 15 年には全区で小中一貫教育特区の指定を受けるなどの新施策を展開していったことは周知のとおりである。背景には、いわゆる「私学抜け」（区立小学校から私立、国立中学校へ進学する者の割合）が 25%に達する中で、「保護者から選択される公立学校づくり」を目指した教育委員会の

判断があった。

訪問調査は平成28年9月30日に行ったが、開校当時副校長として学校経営の最前線で活躍された西島勇氏が平成27年度より同校に校長として着任されている⁽⁸⁾。

日野学園は、小・中学校を一体化した施設一体型小中一貫教育校であることに加えて、区立体育館、区立図書館を併設した複合施設型一貫校としても知られている。平成28年4月時点で全校児童生徒数1,004名、教職員数43名である。9年間の一貫教育校であり、学年の区切りは4-3-2制を採用している。しかし、6年生では日光への2泊3日の修学旅行もあり（正確には宿泊研修、品川区立の小学校は全てこの行事に参加している。）、6年生での卒業式も行っている。

品川区では全校に生活科、総合の時間をベースに9年間を通した「市民科」を設置し、児童生徒の社会性、人間関係形成力の向上に努めているが、日野学園でもコミュニケーションスキルを育むことを目標として、市民科に取り組んでいる。また、5年生からは50分授業を採用し、中間、期末の定期試験が導入されている。さらに毎週、月・火・木・金の13:20~13:40の間に「ステップアップ学習」が設定されている。このステップアップ学習の狙いは「基礎・基本の学力を徹底して身に付けさせるとともに、児童生徒の実態に合った学び方を通し、個々の興味関心に応じて段階的に能力や学ぶ力を伸ばしていく。（中略）ステップアップ学習においては、国語科、社会科、算数・数学科、理科の4教科及び英語科について必修教科の授業との関連を図りながら、基礎的な学力の定着に努める。」⁽⁹⁾と説明されているが、実際は6年生の3学期には中学1年の英語、数学の教科書を購入させ、7年生の教育内容の前倒し指導を行うなどして、最終的には、9年生の11月までに学習指導要領が求める義務教育9年間の教育課程の学習を修了することをめざしているのである。その理由は明快であり、12月以降は、私立、国・公立難関高校への受験準備にあてるためである⁽¹⁰⁾。

日野学園では例年、6年生（毎年平均90名前後）の卒業生のうち約20%が他中学校へ転出する。そして約90名の中学1年生が他の小学校から学校選択権を行使して新たに日野学園の7年生として転入してくる。つまり、7年生は内部進学者より外部の小学校出身者が多い中で、新たなスタートが切られるのである。従って、外部から日野学園に入学した生徒に対しては7年生の1学期中をめどに、内部進学者の学習進度に追いつくためにステップアップ学習が習熟度別で実施されている。

品川区には現在6校の施設一体型小中一貫教育校が設置されているが、他の5校が全て同じ施策を採っているわけではない。中には、他の小学校から進学してくる7年生と内部進学者との学習進度が異なることは問題であると判断し、中小間の指導内容の前倒しは導入せず、1~6年生での指導内容の工夫、7~9年間の指導内容の工夫に留めている学校もある⁽¹¹⁾。日野学園では教師の労働時間だけを取り上げても5、6年生担任の教師は毎日30分（5分×6）、週当たり150分に加えて、ステップアップ学習で週80分、計週当たり230分の「超過勤務」となる。

また、7年生での学習進度の調整には大きな負荷がかかっているであろうことは想像に難くない。

一方、日野学園に対する区教委の支援としては、「小中一貫教育カリキュラムプラン21」⁽¹²⁾の策定がある。言うまでもなく「プラン21」は、品川区立のすべての学校に向けて作成されたものであるが、小中一貫教育を標榜し、域内の学校に小中一貫教育の取組を求めながら、そのための教育課程編成の具体例も示せない自治体は少なくないのである。その意味で品川区教育委員会の取組は高く評価されていいであろう。さらに、区費単費の教員（英語科中心）が複数名加配されており⁽¹³⁾、英語科、理科、音楽科、家庭科、図工科において中学籍の教員による乗り入れ授業が行われている。

しかしながら、日野学園の教職員に「負担感」が大きいことは一部の職員団体の調査でも報告されている⁽¹⁴⁾。私学抜けが多く、競争原理の導入による公立学校の活性化、さらには経済的に恵まれない家庭では公私間の選択ができない状況を打開するために導入された学校選択制の下では、日野学園は「選ばれる学校」となっていることは事実であり、いわゆる数字で示される学力も非常に高いレベルにあることも事実である。小中一貫教育の観点から見たとき、日野学園の課題——教師の多忙感——は小中一貫教育の弊害ではなく、「選ばれる学校」になることを求められる、学校選択制の弊害であることを明確にしておく必要があるだろう。

第2節 神戸市立港島学園の取組

平成28年4月に義務教育学校としてスタートした神戸市立港島学園は、昭和55年にポートアイランドに開設された港島小学校と同中学校を統合して設置されたものである。同学園は、神戸市立港島幼稚園を挟んで、東側に位置する港島中学校、西側に位置する港島小学校との施設隣接型である。神戸市は平成31年には幼稚園を含む施設一体型の校舎を新設し、本格的な義務教育学校をスタートさせるとしているが、具体的な計画は未定である⁽¹⁵⁾。港島小学校は1990年代初頭には児童数1,800名に及ぶ全国でも最大規模の小学校であったが、阪神淡路大震災を機に急速に人口が減少し現在では9学年で789名（前期課程568名、後期課程221名）となっている。

港島学園の平成28年度の教育テーマは、「学力向上を目指した小中一貫教育の推進」であり、重点取組として以下の3つが挙げられている⁽¹⁶⁾。

『小中一貫カリキュラム教科研究（算数・数学）』

- ・力をつく授業づくり、指導の系統性の確立
- ・共動授業、教科担任制 注：『共動』は港島学園の独自用語
- ・効果的な少人数授業の検証と充実

『英語活動の充実（カリキュラム作成）』

- ・ 1、2年生英語活動（10時間）
- ・ 3、4年生英語活動（20時間）
- ・ 効果的な少人数授業の検証と充実
『学習支援ツール、ICT機器の活用』
- ・ 補充学習、家庭学習での活用
- ・ 機器を使っでの効果的な指導

しかし、筆者の訪問調査時点（平成28年9月6日）では、1年生からの英語学習は実施されていたが、それ以外、特に小中一貫したカリキュラム作りにはまだ着手されていなかった。それは設置者である神戸市教育委員会の課題でもある。港島小、中学校は平成23年度から市の「小中一貫カリキュラム教科拠点地区推進校」に指定されていたが、神戸市立小・中学校では同校以外に小中一貫教育に取り組んでいる学校はない。正確には、神戸市内の他の小・中学校では小中連携教育は標榜されていたが、それさえほとんど具体的取組には至っていなかった。

その原因としては第一に、神戸市立小・中学校の複雑な校区編成がある。山が海に迫り平野部が少ない神戸市では、「建てられる場所に学校を建てる」ことが優先され、1つの小学校が2つ以上の中学校に別れて進学する「分割校」も数多くあり、また既存のA中学校の隣にB中学校が新設され、B中校区の生徒はA中校区を横切って通学するといったケースも見られる。そのような物理的制約が中学校区を単位として小学校と中学校とが一体的な取組を進めることを困難にしてきたのである。

2つ目は、神戸市、兵庫県では主流派と言われる職員団体が異なるが、その職員団体がともに小中一貫教育に批判的な姿勢を見せていることがある。例えば兵庫県教職員組合の広報誌「教育ひょうご」2016年12月1日号では、小中一貫教育新制度に対して、

- 現行の小・中学校と別の学校が併存することになり教育の機会均等に反する
- 設置者判断で導入となると公教育の平等性が阻害され、学校間格差や地域間格差につながる
- 統廃合などと合わせて、トップダウンで導入の判断がされる危惧も
- 研修などで学校現場の負担が増加する

と批判している。ここでは小中一貫教育新制度が教育課程編成の学校裁量権拡大を意味することに対する見解はないが、上記のような伝統的平等主義による反対論、及び負担増加論が依然として職員団体には根強い⁽¹⁷⁾。

施設隣接型で、これまで特徴的な小中一貫教育に取り組んできたとは言えない港島学園が、な

ぜ義務教育学校としてスタートしたのであろうか。港島自治連合会、保護者、学校関係者から構成される「港島幼小中一貫教育推進会議」が作成した「小中一貫教育推進校港島学園」（平成 26 年）という冊子には、

「港島でなぜ一貫教育が必要なのか」と題し、

- * 港島は 1 小学校 1 中学校の校区で、同一敷地内にあり、義務教育 9 年間を見通した教育活動ができる。それを地域が力強く支えてくれるという他の地域にはない恵まれた環境にある。
- * その環境の中にあることによって、全教職員が港島学園としての 9 年間の連続した学びづくりを行うことが出来る。また、統一した教育目標の下で、系統的・段階的に学び方を学ばせる教育活動を行っていくことが出来る。

と記せられている。

また神戸市教育委員会雪村新之助教育長は同冊子に寄せた「挨拶」の中で、「港島地域では従来から自治連合協議会の皆様が『街づくりは人づくり』『子供中心の街づくり』との考えから、港島の特性を活かした幼小中一貫した教育体制の推進を掲げて様々な取組を行ってこられました。そうした中で『たそがれコンサート』や『港島ミニマラソン』などの充実した特徴ある取組が継続して開催されてきたところであります。」⁽¹⁸⁾と述べ、港島小・中学校を義務教育学校として新設することになったのは、「地域の想い」であったことを強調している。筆者の調査でも、保護者、地域住民から、「人口が急減している港島地域に魅力ある学校を創ることで、子育て世代を呼び戻したい」という声も確かに確認された。

前述したように、早ければ平成 31 年に港島学園は施設一体型の義務教育学校として再スタートを切ることになる。現在の管理職からは、全てはそれからであるという返答もあったが、現時点で港島学園の取組の特徴的な点は主に人事面にある。

現在港島学園には、学園長、校長、総括副校長、教頭 2 名、計 5 名の管理職が配置されているが、学園長は神戸市教育委員会の部長の兼任であり、通常午前中は教育委員会で職務を遂行している。学園長は学園と市教委のスムーズな意思疎通を目的とした連絡調整を主な職務とし、学園運営は校長の役割となっている。また、港島学園の管理職は全て、平成 28 年 4 月 1 日付けで他校からの異動で着任した新任という人事である。加えて、全職員 56 名のうち 23 名が他校から異動してきており、新しい学校へのスタートとして人心一新を図ったことが窺える。

市教委の支援としては人的支援が中心となっており、港島学園では後期課程の全クラスが市単費加配による複数担任制を採っている。後期課程への加配教員が、5、6 年生の算数科、社会科、理科で教科担任制を導入する方針であるが、28 年度時点では、まだ完全なものではなく TT 授業を行っている場合も多い。

義務教育学校に期待される教育課程編成の学校裁量権の拡大、具体的には指導事項の前倒し、後送りなどはまだ手付かずの段階であるが、それは神戸市教委が小中一貫した教育課程編成の例示や具体的指導を成しえていないことが原因の一つであると考えられる。ともあれ、港島学園は近々施設一体型義務教育学校となることが計画されており、今後の取組を注視したい。

第3節 守口市立さつき学園の取組

守口市立さつき学園は、同市立滝井小学校、春日小学校（旧守口市立第3中学校に隣接）を統合したさつき小学校（形式上は、滝井小学校を廃校にし、春日小学校と統合した上で名称をさつき小学校と改称した。）と第3中学校を統合した施設一体型義務教育学校として平成28年4月に新設された。

さつき学園は、管理職4人（校長、副校長、教頭2人）の体制であるが、大阪府では小・中学校における副校長制を導入しておらず、さつき学園の副校長も正式には教頭職である。教育課程の学校裁量権を考察対象とする本稿であるが、小・中学校の設置・管理は市町村教育委員会に義務付けられているにも拘らず、管理職体制の裁量権は設置者には認められていないことの制度上の課題も今後検討されるべきであろう。

結論から言えば、さつき学園は現時点では教育課程編成における学校裁量権を十分に行使できてはいない。職員室も1つであり、最新の施設環境を有しながらも学年区分も6-3制であり、指導事項の前倒し、後送りもなされていない。唯一9年間を通しての取組としてキャリア教育の充実をあげているが、実際は総合学習の域を出てはいない⁽¹⁹⁾。

守口市は人口約14万人、7中、15小、1義務教育学校を有する自治体であり、同市には教育センターも設置されている。しかし、教育センターは日常の保護者、児童生徒の相談業務に追われ、教育課程編成や新教科の設置研究にまで手が回っていない。よって、義務教育学校に課せられた、子どもの実態に応じた教育課程編成の創意工夫のための事例研究や具体的支援が行われてはいないのが現状である。

現時点で、さつき学園を特徴づけるものはその施設である。京阪電車土居駅前という好立地に位置する同学園は、守口市の教育方針を内外に知らしめる役割を担っており、市教育委員会には「世界に1つしかないさつき学園、楽しい学校が楽しい街を作る。集う人々、全ての縁が連なりそれぞれの花を咲かせる学校づくり。」⁽²⁰⁾を謳い文句に「さつき学園建設準備委員会」を発足させ、プロポーザル方式による設計準備に着手した。同委員会には学校教育関係者、教育学研究者に加えて2名の建築学の専門家がおり、ハード面からの助言を行った。同学園は総敷地面積17,000m²と必ずしも広大な敷地を有している訳ではないが、同学園パンフレットによれば、

* 小中学校の教職員が協働して機能する施設

- ・職員室を1つにする
- * 9年間の学びを系統的、組織的に行える施設
- ・異学年の子どもの交流が進むように特別教室を配置する
- * インクルーシブ教育を意識した施設
- ・2階、3階に特別支援教室を集中的に配置する
- * 学習環境・生活環境の共有化の推進とそれに伴う高機能化した施設
- ・技術、美術、図工、被服の各室をまとめた「創作エリア」
- ・音楽メディアと音楽準備室をまとめた「音楽エリア」
- ・2つの理科室、理数教室、メディア教室をまとめた「理数エリア」
- ・メディアセンターを中心とした「文系エリア」
- * いつでもどこでもICTが活用できる施設
- ・メディアセンターに加えてプレゼンスペース、個人・グループ学習スペースを設置

等を設計ポリシーとして公募段階から新しい学校の姿を明確にしたとされている。準備委員会の建築学研究者からは、「ハードがソフトを規定する」との意見もあり、実際完成したさつき学園からは、まさに新しい教育が実践できる可能性が伝わってくる。設計上は、3階は5~7年生の一部教科担任制を可能にする工夫がされ、4階には8~9年生が卒業後の進路を考え、その準備を始めるためのメディア活用スペースも準備されているが、現時点ではまだその設備が十分に機能しているとは言い難い。

しかし、さつき学園には港島学園にはない構想、つまりコミュニティ・スクールへ移行する構想がある。校舎1階には地域の人々が集えるコミュニティ・スペースが設置されており、大野校長は平成30年4月から学校運営協議会を発足させ、本格的なコミュニティ・スクールに移行する計画を公表し、準備委員会は既に平成28年11月に発足している。しかし、大阪府教育委員会は必ずしもコミュニティ・スクール化には積極的ではなく⁽²¹⁾、さつき学園に設置される学校運営協議会が現在大阪府の全中学校区に設置されている地域教育協議会の機能を越える、本当の意味での地域とともにある学校づくりの鍵的組織になれるかどうか、さつき学園の取組の成否を握っていると言っても過言ではないであろう。

終章 教育課程編成の学校裁量権拡大の意義と課題

本稿は、義務教育学校、小中一貫型小・中学校の制度化の狙いを、教育課程編成の学校裁量権の拡大の観点から考察することを目的とするものである。既に述べた通り、小中一貫教育は小規模自治体で取組まれていることが多く、児童生徒数の減少及び校舎の老朽化による建て替えに伴う学校統廃合とリンクする形で進められてきたことも事実である。しかし、大部分の小

規模自治体では施設一体型等の校舎の新築はもとより既存校舎の改築さえまなならず、いたずらに極小規模校が増えているだけの状況も散見できる。

平成 26 年度の全国調査によって小中一貫教育の効果に確信を持った中教審及び文科省は、その取組を質的に高めるために義務教育学校を制度化し、同時に施設一体型の新設が難しいような自治体でも小中一貫教育に取り組み易くするために小中一貫型小・中学校を制度化したのである。同時に、これらの小中一貫教育新制度は、6-3 制の改編に通じるものであることが重要である。近年の一連の中教審の答申、教育再生実行会議の提言は、制度化以降 70 年を経過した 6-3 制が今日の子どもの成長、発達と合わなくなっており、そのことが学校教育病理の根本原因であるとの見解で一致している。

しかしながら学校制度の改編は一朝一夕にできるものではなく、今回制度化された小中一貫教育新制度は、まずその端緒として個々の学校が児童生徒の実態、地域環境に応じて学習のつまずき、人間関係の課題の原因を分析した上で、その改善に必要な教育課程の創意工夫ができるように、学校裁量権の拡大を認める判断をしたと総括することができる。

平成 28 年度 4 月には全国で 22 校の義務教育学校が新設された。本稿ではそのうちの 3 校を取り上げたが、品川区立日野学園において 9 年間を通した新教科「市民科」に加えて、指導事項の前倒し（具体的には 6 年生 3 学期に 7 年生の内容を学習する）が行われている他には、教育課程編成の学校裁量権を積極的に行使している学校は見られなかった⁽²²⁾。背景には品川区には同教育委員会が作成した「市民科指導事例集」、「プラン 21」などがあり、それらが学校関係者に指針を与えていることがある。教育課程編成における指導事項の前倒し、後送りは個々の学校単位で実現できるものではなく、市教委、及び都道府県教委の支援が不可欠である。しかし、現実には市町村教育委員会には個々の学校の教育課程編成を支援するだけの能力はないことが最大の問題である。

平成 26 年 12 月の中教審答申で述べられた、

- ・ 小学校段階の指導内容の中学校への後送り移行
- ・ 中学校段階の指導内容の小学校への前倒し移行
- ・ 小学校段階における学年年間の指導内容の後送り又は前倒し移行
- ・ 中学校段階における学年間の指導内容の後送り又は前倒し移行

等の具体例として、小学校 1 年生でのアルファベットの指導、小学校 6 年生での正負の数の指導などが例示されることが多いが、例えば現在中学 3 年生で学習することになっている素因数分解も小学校 5 年生で指導することが可能である。5 年生で素数を学習する際に分解九九を意識して学習し、12 は 1×12 、 2×6 、 3×4 、 4×3 、 6×2 、 12×1 を言えるようにした後、 4×3 を素数の集まりで表現すれば $2 \times 2 \times 3$ であることを指導すれば最小公倍数や最大公約数の学習に

も役立つ。5年生段階でこの学習を経験した児童は、中学での $\sqrt{12}$ が $2\sqrt{3}$ であることの学習の一助となるであろうし、中3での素因数分解の学習も容易になることが想像に難くない⁽²³⁾。これは一例であるが、子どもがどこでつまづくのかを教師が理解した上での指導事項の前倒し、後送りが求められるのである。

神戸市は人口154万人を有する政令市であり、守口市も人口14万人を有する中規模市である。そのような自治体ですら所管する小・中学校の教育課程編成の学校裁量を支援することが難しいのであるから、より小規模な自治体ではほぼ不可能であろう。教育行政的には、都道府県教育委員会による市町村教育委員会に対する指導、情報提供が積極的になされることが求められるとともに、より小規模な自治体では、複数の自治体が合同で教育行政を担う連合教育委員会の組織化も進められる必要がある。

しかし、教育課程編成の学校裁量権拡大に関する先行研究はあまり多くはない。例えば、河野和清らは、教育委員会、学校管理職に対する「自律的学校経営」に関する質問紙調査に基づいた考察を行っているが、「校長先生が、今後リーダーシップを発揮して学校経営を行うためには、教育課程編成に関して学校の裁量権を拡大する必要があるとお考えですか」という問いに対して、2割の校長が「あまり必要ない」と回答したこと、それに対して人事や予算に関する裁量の拡大を求める声は極めて強いことを根拠に、「校長は、比較的自由な教育課程の中身を支える経営的条件に乏しいと感じている」と結論付けているが⁽²⁴⁾、実際にはこれまでの公立小・中学校における教育課程編成は、教科書の単元内容を時間割にどう組み込むかのレベルで考えられていたに過ぎず、小学校と中学校の教育課程を縦断的に、また中学校の各教科の教育課程を横断的につなげるという発想はなかったというべきであろう。今次の小中一貫教育新制度は、そのような現状に「改善」の可能性を与える重要な施策であると筆者は考えている。

全国約30,000校の小・中学校は規模も異なり、校区環境も多様である。それぞれの学校、児童生徒が抱える課題も同様に多様である。にも拘らず教育課程は拘束性のある学習指導要領に準拠して実践され、学年を越えた指導内容の前倒し、後送り等出来ようはずもなかった。学校では全てが同じであること（平等性 equality）が優先されてきたのである。地域環境も、保護者の価値観も多様化している今日、学校教育に必要なことは子ども一人ひとりに対応したきめ細かな指導であり、そこには公正性 equity の原理に基づく、個々の学校における教育課程の創意工夫が不可欠である。そこに生じうる結果としての多様性の広がりも当然容認されるべきであろう。

また一部の論者には、義務教育学校の制度化は、義務教育の複線化を招くと批判する者もあるが、複線化とは、早期選抜を前提に中等教育において複数のタイプの異なる学校種を設置し、高等教育への接続を限定的にするものを言う。我が国の義務教育学校は、学年途中での転校も認められ、高等教育への進学も自由である。15歳の学習到達度も学習指導要領に準じており、決して複線化には当たらない。

本稿では、小中一貫教育新制度を教育課程編成の学校裁量権拡大の面から考察したが、コミュニティ・スクールに代表される学校経営の直接民主制の制度化も重要な課題である。その制度化によって、個々の学校の何が課題で、その改善のために何が必要で、どのような教育課程が求められるのかが主体的に決定されることが可能となるからである。これについては今後の研究課題としたい⁽²⁵⁾。

注

- (1) 文科省：「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引」平成 28 年 12 月 26 日 筆者は「小中一貫教育に関する調査研究協力者会議」の委員としてその作成に関わった。
- (2) 平成 26 年文科省の全国調査より。その詳細は「小中一貫教育等についての実態調査の結果」文科省初等中等教育局、平成 27 年 2 月にまとめられている。
また、西川信廣・牛滝文宏共著「学校と教師を変える小中一貫教育」ナカニシヤ出版、平成 27 年においてもその要旨を紹介しているが、本論においても 2 章以下の論述に必要な部分を記述している。
- (3) その理由は重要である。教育再生実行会議から小中一貫教育の実態に関する資料を求められた際に、文科省の担当者は「小中一貫教育は現場発信の取組であり、文科省が主導したり教育委員会にその推進を求めたりしたことはない。故に、実態も把握していない。」と述べたという。(小中一貫教育の実態等に関する調査研究協力者会議 2014 年 5 月議事録)
- (4) 例えば西川信廣・牛滝文宏共著「小中一貫(連携)教育の理論と方法」ナカニシヤ出版、平成 23 年及び前出「学校と教師を変える小中一貫教育」ナカニシヤ出版、平成 27 年等。
- (5) 施行は翌年 4 月 1 日。小中一貫型小・中学校はこれまでの小学校、中学校と法制度上は変更はないので政省令改正によって制度化された。
- (6) 文科省初等中等教育企画課「小中一貫教育の制度化について ― 学校教育法等の改正に伴う説明会資料 ―」平成 27 年 7 月
- (7) この用語には筆者は違和感が拭えないが、法制局が中等教育学校の類型に用いた用語を踏襲したのでこのような結果になった。
- (8) それまで 6 年間にわたって日野学園をリードしてきた青木経前校長は、平成 27 年 4 月から同じ施設一体型小中一貫教育校である区立荏原平塚学園の校長(再任用)として着任されており、校長人事にも品川区の計画性がうかがわれる。
- (9) 日野学園平成 28 年度教育計画 p. 8
- (10) 筆者のインタビューに対する西島校長談話。
- (11) 例えば品川区立伊藤学園では、6 年生に 7 年生の教育内容を前倒しで指導することは行っていない。
- (12) 品川区教育委員会 <http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/> を参照のこと。
- (13) 区内全中学に区費で加配されている教員もあり、日野学園にのみ加配されている教員数は明らかにできない。
- (14) 例えば、山本由美編「小中一貫教育を検証する」花伝社、平成 22 年 8 月等。
- (15) 同学園は敷地面積約 40,000m² を有するが、新校舎の新設には財源確保の意味で敷地の一部売却が条件であり、具体的計画立案まで至っていない。ちなみに、後述する守口市立さつき学園の敷地面積は約 17,000m² であり、港島学園の規模の大きさがうかがえる。

- (16) 港島学園平成 28 年度学校要覧より
- (17) 筆者は、兵庫県教職員組合の研究組織である兵庫教育文化研究所の協力研究員を務めていた経験がある。兵教組は組合としての見解と研究者としての見解は必ずしも一致しないことを認めており、筆者の研究は研究として尊重頂いていることは付記しておく。
- (18) 黄昏コンサートでは、地域が主催する港島たそがれコンサートに児童生徒が参加し、合唱や合唱を行っている。港島ミニマラソンでは、神戸マラソンのゴールエリアである港島で、一定コースを地域の人々と児童生徒が一体となって走り、神戸マラソンを盛り上げている。
- (19) 守口市立さつき学園平成 28 年度学校教育計画 p. 42
- (20) 守口市教育委員会発行パンフレット「守口市立さつき学園」p. 1
- (21) 大阪府教育委員会市町村教育室は、基本的にはコミュニティ・スクールを推進したいという立場であるが、実際には府下のコミュニティ・スクールは河内長野市の小学校のみであり、既存の大阪府の独自組織、地域教育協議会を充実させることでコミュニティ・スクールの機能は果たせると発言する関係者も少なくない。
- (22) 珠洲市の 2 校に対しては電話で聞き取りを行ったが、両校とも一貫教育教科として「ふるさと珠洲科」と「きらり英語科」を実施しているが「ふるさと珠洲科」は、他の小中一貫校でも見かけるいわゆるふるさと科で、珠洲市の歴史・文化・自然を学ぶというものである。「きらり英語科」は、1～4 年生が外国語活動、5 年生からは中学校の課程を前倒しして教科として英語教育を行っているということであった。
- (23) 詳しくは、前出「学校と教師を変える小中一貫教育」ナカニシヤ出版 平成 26 年参照。
- (24) 河野和清編著「地方分権化における自律的学校経営の構築に関する総合的研究」多賀出版 平成 16 年、p. 172～173
- (25) 筆者は、西川信廣著「義務教育学校における多様性と平等性に関する実証的研究——コミュニティ・スクールに着目して——」京都産業大学総合学術研究所所報 平成 25 年、において公正性を担保するための学校運営協議会の可能性について考察している。

